

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

1月ブロック合同支部集会 給付金に税金かけるな！怒りの声

1月20日夜、中央支部・あい川支部・片山支部合同の申告に向けた説明会を開催し8名の会員が参加しました。最初に全商連・春の運動のDVDを鑑賞し、続いて岡崎副会長から昨年と今年の申告で変わった点や申告用紙の書き方が大きく変わっていること。また、消費税のインボイス制度が2023年10月から始まるにあたり、登録が今年の10月から始まることも説明しました。



小売業の会員から「うちは煙草があるから売り上げが1千万円を超えるけど請求書を出すことはないから、登録をしなくていいんですよ」との質問があり、事務局から「お客さんが自営の人で経費を落とすようなことがある場合は領収書に登録番号を書かないといけないから、登録が必要になることもあるよ」というと参加者も「実務的に大変になるな」と声がありました。

飲食業の会員は、すでに集計表を作って所得計算を終えていました。「今年はコロナの関係で赤字やった」と言っていました。周りの会員から「持続化給付金や家賃支援給付金を収入にあげたか」と言われ、「え、それ収入にせんとあかんのか。そうしたら税金払わなあかんようになる。そんなことおかしいやろ」と怒りの声を上げました。参加した会員から「なんでそんなことになるの」「おかしいな」と共感の声が上がりました。岡崎さんは「あなたの言う通りや！給付金に税金をかけるのは間違っている。自主計算パンフにも、『そもそも中小業者にとって、憲法の生存権を保障するための見舞金であって、課税対象外とすべき』と全商連の考えが載っている。この立場で運動を広げていかんといかんね。そのためには今日渡している署名を集めることが大事や」と集会を締めくくりました。

伝言板

一般の方向け 自営業者・フリーランスのなんでも相談会
 2月4日(木) 14時00分
 2月5日(金) 18時00分
 2月6日(土) 13時00分
 会場 民商会館
 民商の入会対象になる方に向けての相談会です。お知り合いで民商を勧めたい方がいればご紹介ください。

無料法律相談(要予約)
 2月18日(木) 13時00分 民商会館
 予約は2月12日(金)まで 定員の時点で締め切ります。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともいっしょ！

(仮称)時短要請協力金申請相談会
 2月22日(月)14時00分
 2月25日(木)14時00分
 (緊急事態宣言が延長され日程を変更する場合は、いんぷおめ〜しよん内で再度お知らせします。)

申請の準備を進めましょう

申請方法についてはまだ詳細が分かりません。11月から時短要請を行っていた大阪市内の申請必要書類を参考として掲載します。

必要書類(参考)

- ・ 指定様式の申請書、要件確認書、誓約書など
- ・ 本人確認書類の写し ・ 飲食店営業許可証の写し
- ・ 店舗名(屋号)がわかる外観の写真
- ・ 休業、営業時間短縮を行ったことがわかる写真等
- ・ 大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真
- ・ 確定申告書の写し ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 内観写真、店舗の賃貸借契約書等(または不動産登記簿謄本(建物))

休業・時短営業の案内掲示については宣言を受けた旨、営業時間・期間・店名を記載するようにしてください。

営業時間の変更について

緊急事態宣言を受けて
営業時間を次の通り変更いたします。

営業時間
午前11時00分～午後8時00分
酒類の提供は午後7時00分まで

期間
1月14日～緊急事態宣言終了

店名 _____

時短要請協力金の要件として 大阪府の感染防止宣言ステッカーの 登録・掲示が必要

大阪府がステッカーの登録・掲示について要件を緩和しました。ステッカーの登録・掲示が遅れた場合でもやむを得ない理由があり、時短要請などにその他要件に忠じていた場合は支給対象となります。感染防止宣言ステッカーをまだ登録・掲示ができていない場合はご相談ください。

